

議案第6号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月17日

提出者 目黒区長 青木英二

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月目黒区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第3号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「子の1歳到達日（」を「子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「当該子が1歳6か月に達する日」を「当該子の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児

童を委託することができない職員に限る。) に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第8条第1号中「若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居」を「又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当」に改め、同条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第15条第2項中「又は」を「若しくは」に、「により育児時間を承認されている」を「による育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間は、この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第2条の2中「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

(説明) 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第95号)の施行に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和し、併せて規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (現行に同じ。)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) (現行に同じ。)</p> <p>(イ) <u>その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(ウ) (現行に同じ。)</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) (省略)</p> <p>(イ) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）</u></p> <p>(ウ) (省略)</p> <p>イ <u>次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の</u></p>

という。) (当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ (現行に同じ。)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (現行に同じ。)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場

末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ (省略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (省略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場

合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき

当該子の1歳6か月到達日

ア・イ（現行に同じ。）

第2条の4（現行に同じ。）

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に

合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき

当該子が1歳6か月に達する日

ア・イ（省略）

第2条の3（省略）

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に

係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3) (現行に同じ。)

(4) (現行に同じ。)

(5) (現行に同じ。)

(6) (現行に同じ。)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) (現行に同じ。)

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育

該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) (省略)

(3) (省略)

(4) (省略)

(5) (省略)

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) (省略)

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育

児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、
次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項（地方公営企業等の労働
関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において読み替えて準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39
条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の育児短時間
勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出
産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該
産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該
当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が第11条第1号に掲げる事由に該当
したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規
定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当するこ
ととなったこと。

(3) (現行に同じ。)

児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、
次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項（地方公営企業等の労働
関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において読み替えて準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39
条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の育児短時間
勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、若しく
は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第
11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の
承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは
同号の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と
別居することとなったこと。

(2) (省略)

(4) (現行に同じ。)

(5) (現行に同じ。)

(6) (現行に同じ。)

(7) (現行に同じ。)

(部分休業の承認)

第15条 (現行に同じ。)

2 勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(3) (省略)

(4) (省略)

(5) (省略)

(6) (省略)

(部分休業の承認)

第15条 (省略)

2 勤務時間条例第15条第1項又は幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項の規定により育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。